

## 議会基本条例に関する議員説明会 概要

○日 時 平成25年7月19日 午前10時02分～午前11時48分  
○場 所 第一議会議室  
○出席委員 石原正宣委員長 寺田一樹副委員長  
                  松原敬司 出口眞琴 草間道治 藤田 昇 小林直樹  
○出席議員 岩野匡史議長 石橋むつみ 出口正雄 神田眞弓 石川 巧  
                  立本眞須美 中谷博厚  
○議会事務局職員 宮岡 弦事務局長 岡部隆二庶務課長 杉崎宏憲庶務係長  
                  長島ひろみ議事係長

---

進行：寺田副委員長

- ・岩野議長より挨拶
  - ・石原委員長より挨拶及び説明会の進め方について説明
  - ・条例草案の前文及び各条について、事務局職員の朗読、石原委員長から概要の説明後、質疑応答
  - ・石原委員長より今後の審査の進め方として、①委員会で再審査を行い、必要に応じて草案の修正を行うこと、②草案を市民に提示する機会としてパブリックコメント及び市民説明会の実施を検討していることを説明
- .....

〈質疑応答の概要〉

- ・第2条（最高規範性）について

議員：「最高規範的」とは、どう解すればよいのか。

委員：議会基本条例には今後の議会運営・活動に当たっての理念が示されている。議会の条例等を変えていく際は、この条例に沿ったものとするということである。

---

- ・第3条（情報の公開と市民参加）について

議員：市民に対する議会報告会について、現状のイメージを聞きたい。

委員：議会の説明責任を果たすこと及び市民からの提言を受ける機会をつくることを目的としている。

具体的な形態については今後、条例の運用基準で定めたいが、現状では、①年1回以上の開催、②市内3地区（三崎、南下浦、初声）で開催、③議会運営委員会が班編成、テーマの決定など主導的な役割を担う、④全議員を3班に分けて各地区での開催に当たる、⑤使用する資料等は班の代表者で協議し決定する、といったことを考えている。

なお、運用基準は、議会運営委員会決定にしてもらえばと思っている。

委員：他市の視察をした中では、参加者を集めることが課題となっている。とにかく開催をしてみて状況をつかみたい。

議員：市民から受けた提言は、どうするのか。

委員：開催後に総括をして、議会のウェブサイト等で意見への回答をしていくことを考えている。

委員：議会報告会のスタート時は、議会活動についての報告会のような形になってしまふかもしれないが、回を重ねることで市民からの提言も受け付けていけるようにしたい。

議員：提言を受けるとしても、どうしても市民からのお願いごとになってしまうのではないか。市民は「何かしてくれのではないか」と期待して来る。行政が市民の要望を受けるより難しいことなのではないか。

委員：運用基準を検討する中で、対応についても考えたい。

委員：陳情書のように「継続審査」とはできないから、議員も覚悟が必要だと思う。

---

・第4条（議会の活動原則）について

議員：委員会での議員間の討議には縛りがあるのか。

委員：前もって、あるいは委員会で委員からの申し出を受け、委員長が必要と判断したときに行うものであり、議員間での討議（質疑）は会議規則の規定に従って行う。

議員：委員間で討議を行うということは従来許されなかつたことであり、討議を行えば、委員間でしこりが残ると思う。

委員：そうならないようにできればと思っている。委員長の裁量が求められるものなので、細かく考える必要があると思っている。運用基準で検討したい。

委員：これはけんかをするということではなく、自身の表決態度を出すまでに相互の意見を聞き、審査を尽くすということを述べたものだと思っている。

議員：前もって申し出るというのは、委員会以外の場で話が行われてしまうことになるのではないか。

委員：申し出は事前に行うが、討議自体は当然、委員会の場である。

— ◆ —

議員：有識者との懇談会の開催が示されているが、これは議案なり、政策なりについてのスペシャリストとの懇談ということか。

委員：委員会が望んだ場合に行うことを考えている。

議員：有識者を呼ぶということは予算が必要になるので、その点は考えなければならない。

— ◆ —

議員：議員の意見交換の場として政策討論会の開催が示されているが、現在ある全員協議会や委員協議会を活発化させれば意見交換の場はつくれるのではないか。

委員：政策討論会は、議員が自発的に市の課題について意見交換をする場を想定している。詳細は今後、議論したい。

委員：議員の意見交換について市民に公表することも大きな目的として持っており、政策討論会はそのための場だと考えている。

---

・第5条（議員の活動原則）について

議員：会派が異なる意見を持つことは当然あることであり、コンクリートに「合意形成」とうたうのはいかがなものか。

---

・第8条（議員報酬に関する基本的な考え方）について

議員：議員報酬に関する審議会というのは恒常的に開催されているのか。開催されていれば、現在の額は審議会なりで議論がされて適正であることが示すことができるが。

委員：現在の額は、当然審議会を経たものである。

議員：以前は毎年審議会が開かれていたが、現在は額が変わらないので、ずっと開かれていない。

事務局：審議会は、市長が必要とするときに諮問し開かれるものであり、直近では平成19年1月に審議会が開かれ、同年4月から額の変更が行われている。

---

・第9条（議長の役割）について

議員：今は各派代表者会議などをオープンにやっているので全員協議会は余り開かれていないが、条例の中で位置づけることは必要なことだと思う。

---

・第10条（議会と行政の関係等）について

議員：質問の方式に一問一答を導入することのメリット、デメリットは。

委員：メリットとしては、現在は複数の項目をまとめて質問し、答弁を受けているが、一問一答では1項目ごとにやり取りをするので、項目ごとに解決をしていくし、傍聴者にもわかりやすくなる。

デメリットとしては、議員がそれなりの知識を持って臨まないと、逆にやっつけられる可能性があると思う。なので、議員の資質について向上心を持つという姿勢が重要になる。

議員：今後は、一問一答による質問が基本となるのか。

委員：発言通告の際に選択できるようにすることを考えている。一問一答の場合は、通告内容はきちんと記載する必要があると考えている。

また、一問一答を導入する場合は、議場の形式を変えて、質問する席を設ける必要があることを承知願いたい。

議員：時間制限は設けるのか。

委員：先進自治体では質問時間を決め、残時間の表示機を設置しているが、本市の場合は経費をかけないよう、現在運用している「答弁を含めて2時間以内」を基本にして

運用基準で定めていきたい。

— ◇ —

議員：一般質問での市長の反問は、どのような形で行われるのか。

委員：導入当初はやれる範囲でやってみようということで、反問の範囲は、質問の趣旨の確認までとしたい。一問一答方式を導入すると、やりとりの中で質問の内容がわからなくなる場合も想定されるので、その確認をするためのものだと考えてほしい。  
今後は、市長の反間にたえられるように、議員も力量をつける必要がある。

---

・第16条（議会広報の充実）について

委員：情報通信技術の発達に伴う多様な広報手段の活用として、ユーストリームによる議会中継を行うことを提案したい。本年12月から試験配信をすることを考えており、配信のための設備等を整えるため、9月定例会に向けて議会費の補正予算の計上をお願いしたい。この件については各派代表者会議で協議をいただき、了承を得たい。

委員：今まで議会中継を検討してきたが、経費の問題から実施できずにいた。ユーストリームは経費が安価で済むことが一番のメリットであるが、一方で自動的にコマーシャルが挿入されることがある。

議員：自宅のテレビでも視聴できるのか。

委員：インターネット回線をテレビに接続すれば可能である。

議員：多様な広報手段として、三浦市議会のフェイスブックを立ち上げてはどうか。

委員：まだ条例が制定されていないので……。

委員：議会広報について協議・運用する組織が必要だと思う。

議員：今は個々の裁量でできる範囲でやってはどうか。

委員：今後の課題としたい。

---



岩野議長 挨拶



質疑応答の様子